

国立研究開発法人物質・材料研究機構 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

平成28年3月22日
28規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の役員及び職員（派遣労働者その他の就労者を含む。以下「役職員等」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 役職員等は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。以下この規程において同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この規程において同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員等は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 役職員等は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、役職員等は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 役職員等のうち、室長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する役職員等の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する役職員等に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 役職員等が障害者に対し、不当な差別的取扱いを繰り返した場合又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供を繰り返した場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 役職員等による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口は、人事・総務部門人事室とする。

2 前項の相談等への対応にあたって、人事・総務部門人事室は、必要に応じて関係部署と協力してこれにあたるものとする。

3 前項の窓口については、必要に応じて、相談や紛争解決に対応する役職員等の確保・充実を図るものとする。

(研修・啓発)

第7条 機構は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員等に対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに役職員等となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった役職員等に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。

3 役職員等に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第29号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日 2024規程第1号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第37号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。